

指 名 停 止 と 同 様 の 措 置 の 概 要

1. 業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
株式会社のぐち	坂東市辺田790	

2. 措置期間 令和7年10月16日～令和9年1月15日（15か月）
 （※今後、有資格者となった場合、この措置期間の始期から15か月の指名停止措置を行う。）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

(株)のぐちの取締役は、坂東市上下水道部下水道課が発注した随意契約の工事に関し、自社に有利になるよう便宜を図った見返りに、同課職員に、現金など約27万円相当の金品を渡したとして、令和7年7月8日、水戸区検察庁から贈賄罪で略式起訴され、同日、水戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成11年3月31日告示第22号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項及び別表第2第2項（1）に該当。

措 置 要 件	期 間
別表第2（第2条、第4条－第6条、第8条関係） 贈賄、談合及び不正行為等に基づく指名停止措置基準 （贈賄） 2 次に掲げる者が、茨城県（以下「県」という。）内の公共機関の職員（本市職員を除く。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>（1） 役員等</u>	<u>逮捕又は公訴の提起を知った日から15月以上18月以内</u>
（2） 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から12月以上15月以内

問 い 合 わ せ 先
土浦市総務部管財課契約検査係 土浦市大和町9番1号 電話 029-826-1111 （内線）2226・2227